

平成27年6月1日から

自転車運転中
一定の期間内に
危険なルール違反（危険行為）を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の流れ

一定の
危険行為
を反復

- 3年以内に2回以上

公安委員会
からの
受講命令

講習を受講

- 講習時間: 3時間
- 講習手数料: 5,700円

命令に従わず
受講しないと

5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為

- 信号無視

信号機が設置されている場所は信号の灯火に従わなければなりません。

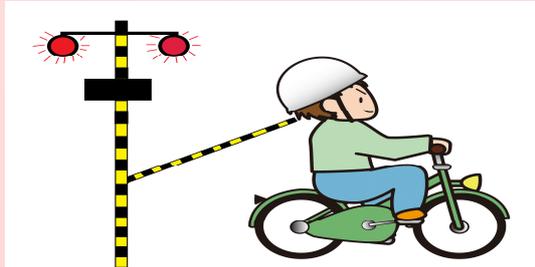


- 酒酔い運転



- しゃ断踏切立入り

踏切を通過する際
しゃ断機や警報器が作動している
間は、その踏切に入ってはいけません。



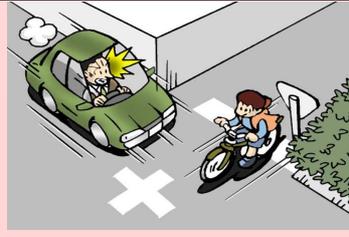
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
ブレーキの備えていない自転車に
乗車してはいけません。



● 指定場所一時不停止



この標識が設置されている場合は、停止線の手前で一時停止しなければなりません。



● 通行区分違反

- ◎ 歩道と車道の区別がある場合は車道を通行しなければなりません（標識により通行することができる場合や70歳以上の者、児童(13歳未満)、幼児等は歩道を通行することができます。）
- ◎ 道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。
- ◎ 安全地帯や道路標示による立入り禁止部分には入ってはいけません。



歩道に、このような標識があれば通行することが出来ますが歩行者の通行を妨害してはいけません。

● 歩道通行時の通行方法違反

通行をすることができる歩道では

- ◎ 道路標示により普通自転車が通行すべき指定部分がある場合はその部分を徐行（ただし、指定部分に歩行者がいないときや、通行しようとする歩行者がいないときは、状況に応じた速度と方法で通行できる）
- ◎ 通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行
- ◎ 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

● 通行禁止違反

道路標識等によりその通行を禁止されている道路は通行してはいけません。



車両通行止め



車両進入禁止



歩行者専用



一方通行

代表的な標識です。



軽車両を除く

● 通行の禁止の対象から外される場合
この様に、「軽車両を除く」等の補助標識がある場合は、規制の対象から除外されています。

● 歩行者用道路を通行する車両の義務違反

道路標識によって、車両の通行が禁止されている歩行者用道路を、許可証を受けて通行する場合や、

通行の禁止の対象から除外されている車両

が通行する場合は、歩行者に注意して徐行しなければなりません。



軽車両を除く

● 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

道路の左側に設けられた路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



路側帯

路側帯



路側帯



自転車が通行できる路側



自転車が通行できない路側
※白の2本線で示された路側帯は歩行者専用です。

● 交差点安全進行義務違反等

交差点に入ろうとするとき、及び交差点内を通行するときには交差点の状況に応じ

- ◎ 交差道路を通行する車両等
- ◎ 反対方向からくる右折車両等
- ◎ 交差点又はその直近で道路を横断する歩行者

に特に注意し、かつ、できる限り**安全な速度と方法で通行しなければなりません**



● 交差点優先車妨害等

- 1 交差点を右折する際は、直進及び左折しようとする車両の進行を妨害してはなりません。
- 2 交通整理が行われていない交差点（信号機や警察官による交通整理が行われていない交差点等）で

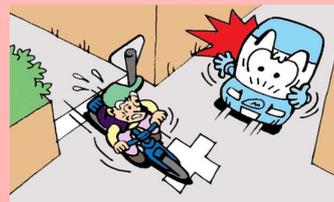
- ◎ 左方から進行してくる車両
- ◎ 路面電車の進行

の進行を妨害してはならない。

また、

- ◎ 優先道路を進行する車両
- ◎ 道路の幅員が明らかに広い道路を進行する車両

の進行を妨害してはならず、その交差点に入ろうとする場合は**徐行しなければなりません**。



● 環状交差点安全進行義務違反等

- 1 環状交差点では（右回り通行を指定する標識により指定されている交差点）では

- ◎ 環状交差点内を進行する車両

の進行を妨害してはならず、環状交差点に入ろうとする時は徐行しなければなりません。

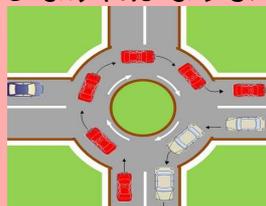
- 2 環状交差点に入ろうとするとき、及び環状交差点を通行するときは状況に応じ

- ◎ 環状交差点に入ろうとする車両等
- ◎ 環状交差点内を通行する車両等
- ◎ 環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者

に特に注意し、かつできる限り安全な速度と方法で通行しなければなりません。



環状交差点における
右回り通行



環状交差点における
通行方法

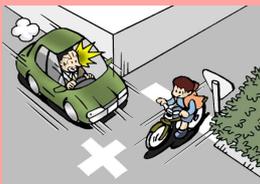
● 安全運転義務違反

運転者は

- ◎ 車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作
- ◎ 道路交通及び車両等の状況に応じて

他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

例：安全確認を怠ってしまった、脇見をしていた、歩行者の動きをよく見ていなかった等も安全運転義務違反となってしまいます。



道路交通法が改正され、自転車運転者講習制度が平成27年6月1日から施行されます。

1. 制度の概要

(1) 対象者

14歳以上で以下の危険行為を行い、3年以内に違反切符を2回以上交付された者

(2) 受講命令者

都道府県公安委員会

(3) 講習

指定された期間に3時間の講習を受ける

(4) 経費

受講手数料5700円

(5) 受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金

(6) 根拠法

道路交通法第108条の2第1項第14号及び108条の3の4

2. 危険行為（14項目）の説明

①信号無視（道路交通法（以下同じ）第7条）

自転車の場合で車道を通行しているときは交通信号（交差点の上に設置されている丸い灯火の赤、黄、青の信号）と、歩道通行しているときは歩行者用信号（横断歩道に設置されている人型の赤・青の信号で「自転車／歩行者専用」の補助標識がある場合）の2種類の信号に従わなければなりません。

交通信号が黄色の意味は黄色になった瞬間からその交差点（停止線から先のエリア）に歩行者、自転車他、車両すべては進入してはいけないこと、赤は停止位置（停止線）を超えて交差点に進行してはならないこと。

また、人型信号の場合は、青の点滅が始まってからは自転車（歩行者も）は道路の横断を始めてはならず、赤色は道路を横断してはならない。（道路交通法施行令第2条・信号の意味）と定められており、これに違反した場合は指します。

②通行禁止違反（第8条第1項）

自転車の場合、大きな立体交差道路のオーバースタックやアンダーパスで歩道が無い部分では自転車通行禁止の標識が設置されている場合があり、高速道路や自動車専用道路でも自転車通行禁止の標識が設置されていますが、その道路を通行した場合は違反になります。

③歩行者用道路での※徐行義務違反（第9条）

歩行者用道路とは歩行者天国などの車道を一時的に歩行者に開放している場所のことを言い、その場所でする轄警察署から通行を許可された自転車などの車両が通行する場合、第9条では「歩行者用道路では特に歩行者に注意して徐行しなければならない」と定められているので徐行しなかった場合は違反となることを指します。

※「徐行」の定義

道路交通法第2条第20号では

「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。」

と定められています。

④通行区分違反（第17条第1項、第4項又は第6項）

第17条第1項では「車両は歩道と路側帯と車道の区別がある道路においては、車道を通行しなければな

らない。」と定められていますので、自転車も車両ですから意味無く歩道を走ってはならず、同条第4項では「車両は道路の中央部分から左側を通行しなければならない」と定められているので、道路の右側を逆走してはならず、第6項では路面電車の停車する駅部分や広い道路の横断歩道の中央部分で見られる外側の黄色線に沿って内側に白線で囲まれている「安全地帯」、黄色線で囲まれていて内側が白の斜線がゼブラ状に引かれている「立ち入り禁止部分」、消防署の前に見られるゼブラ状の白線斜線を白線で囲んだ「停止禁止部分」に入ってはならない」と定められているので、これらに違反した場合を指します。

⑤路側帯での歩行者妨害（第17条の2第2項）

構造的に歩道が無い道路で歩行者が安全に通行出来るための部分を明示するため、車道の端に白線を引いて車道と区分している部分を「路側帯」といい、白線1本の場合は自転車も通行できますが、歩行者がいる場合には「歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない」と定められていますので、これに違反した場合を指します。

⑥遮断踏切立入り（第33条第2項）

第33条第2項では「車両は踏み切りの遮断機が下りようとしている、または下りているとき、あるいは警報機がなっている時は踏み切りに入ってはならない」と定められていますので、これに違反した場合を指します。

⑦交差点での優先車妨害（第36条）

第36条では交通整理がされていない交差点（信号の無い交差点）を直進する時は左から来る車両の進行が優先されると定められていますので、これに違反した場合を指します。ただし、交差する道路が進行する道路より広かったり、道路標識で優先道路と示されている場合や、その逆の場合は各々に応じた規制がありますが説明が長くなるので省略します。

⑧交差点での右折時における優先車妨害（第37条）

⑦と同様に、交通整理がされていない交差点を右折する場合には第34条第3項の定めにより軽車両は出来るだけ交差点の側端に沿って徐行して通行しなければなりませんので右折して進行方向が変われば⑦と同じ様に左側から来る車両が優先となるので、これに違反した場合を指します。

⑨環状交差点での安全進行義務違反（第37条の2）

環状交差点とはフランスの凱旋門付近にある信号のないロータリー状のような交差点をいい、日本では最近東京都多摩市や長野県飯田市で出来た交差点のことを言いますが、ここを通行する場合のルールとして進入する際は徐行することや、交差点を通行する際は他の車両の通行の邪魔をしたりしてはならないと定められており、これに違反した場合を指します。

⑩指定場所一時不停止（第43条）

一時停止の標識または道路標示のある場所では停止線の直前で一時停止をしなければならない、と定められていますのでこれに違反した場合を指します。

⑪歩道通行での歩行者妨害（第63条の4第2項）

自転車が歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げてはならない、と定められており、ベルや声、音などで歩行者を立ち止まらせたり、どかしたりした場合、通行を妨げたこととなりますので違反となることを指します。

⑫ブレーキのない自転車運転（第63条の9第1項）

第63条の9第1項では「自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。」と定められており、内閣府令＝道路交通法施行規則第9条の3で「前車輪と後車輪を制動する装置」と定められているので前後ともブレーキ装置が無いかどちらか片方だけのブレーキのみの自転車を運転してはならないことを指します

⑬酒酔い運転（第65条第1項、第117条の2第1号）

道路交通法第65条第1項では「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と定められていて、第117条の2第1号では第65条に違反した場合は100万円以下の罰金か5年以下の懲役（一定期間の使役を伴う拘束）に処せられることを指します。

⑭携帯電話を使用しながら事故を起こしたなどの安全運転義務違反（第70条）

道路交通法第70条では「運転者の安全運転の義務」として「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」と定められています。携帯電話の使用や傘差し運転は「ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作」できないし、イヤホン・ヘッドホンの使用は周囲の音が遮断されてしまい「道路、交通及び当該車両等の状況に応じ」ることができず、脱げ易いサンダルや下駄は「その他の装置を確実に操作」できないので、違反行為となります。制限速度が示されていない道路での高速走行や、走行中の両手離し等の行為も、この条文の趣旨である「安全運転」を阻害する行為となり違反となることを指します。